

## 国道147号沿道景観育成重点地域景観計画

本計画では、国道147号沿道景観育成重点地域の区域について、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により景観計画として定めるべき事項を定めます。

### 第1 計画の対象となる景観育成重点地域の名称

国道147号沿道景観育成重点地域

### 第2 景観育成重点地域の区域（法第8条第2項第1号関係）

一般国道147号の両側30メートル以内の区域うち、安曇野市と北安曇郡松川村との境界から大町市との境界まで

### 第3 良好な景観の育成に関する方針（法第8条第3項関係）

#### 1 景観の特性

##### (1) 地域の概況

この地域は、北アルプスの山並みに平行する国道147号沿道の帯状の区域で、北アルプスの雄大な眺望を有し、また、区域の周囲には安曇野の田園、仁科三湖などの優れた景観資源が存在しています。

国道147号は、地域の生活道路であるとともに、周辺に立地するスキー場や山岳などの観光地に向かう際の幹線道路として重要な役割を持っており、交通量も多い道路です。

広域幹線道路網の整備や沿道の開発に伴い、沿道景観の多様で広域的な変容が予想されます。

##### (2) 景観の主な構成要素と景観育成上の課題

この地域は土地利用の状況などにより、次の類型に区分し、併せて、景観の主な構成要素と景観育成上の課題は次のとおりです。

##### 沿道地域

松本平から続く平野部は、大半が広大な田園で占められており、屋敷林で囲まれた農家が点在する特徴的な景観を育成しています。この区間においては、眺望を確保しつつ周辺の田園景観に調和した沿道空間が育成されるように配慮していくことが必要です。

#### 2 沿道地域における景観の育成の方針

北アルプスへの眺望を確保しつつ、うるおいのある沿道景観が育成されるよう、建築物の配置に留意するとともに、敷地周辺の緑化を図るものとします。

#### 3 沿道地域における規制又は措置の基準

次に掲げる区域とし、規制又は措置の基準は別表のとおりとします。

一般国道147号の両側30メートル以内の区域うち、安曇野市と北安曇郡松川村との境界から大町市との境界まで

(別表) 国道147号沿道景観育成重点地域景観育成基準

本基準のうち、次に掲げるものは法第8条第4項第2号イに規定する制限であり、法第17条第1項の規定による変更命令の基準である。

その他のものは同号ニに規定する制限である。

- ・沿道地域の基準 1のうち(3)、(4)、(5)及び(7)

1 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

(1) 配置

- ア 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努めること。大規模行為にあつては、特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。
- イ 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
- ウ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。
- エ 北アルプスや田園への眺望を極力阻害しないような配置とすること。

オ 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。

(2) 規模

- ア 北アルプスの眺望をできるだけ阻害しないような規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。
- イ 高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感を生じないように努めること。

(3) 形態・意匠

- ア 背景となる北アルプスの山並みや周辺の建築物等と調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。
- イ 屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周囲の建築物等との調和に努めること。
- ウ 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。
- エ 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。
- オ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
- カ 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。
- キ 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

(4) 材料

- ア 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
- イ 反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。
- ウ 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。

(5) 色彩等

- ア けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等

と調和した色調とすること。

イ 使用する色数を少なくするよう努めること。

ウ 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意すること。

エ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。

#### (6) 敷地の緑化

ア 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺景観と調和するよう配慮すること。

イ 建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。

ウ 駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。

エ 緑化に使用する樹種は、地域の風土に合ったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。

オ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。

カ 敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。

#### (7) 特定外観意匠に関する付加基準

##### ア 配置

- ・道路等からできるだけ後退させるように努めること。
- ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。

##### イ 規模、形態・意匠

- ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど必要最小限の規模とすること。
- ・周辺の建築物の屋根の高さを超えないように努めること。

##### ウ 材料

- ・周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。
- ・反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。

##### エ 色彩等

- ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。
- ・使用する色数を少なくするよう努めること。
- ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。

## 2 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの

（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）をいう。以下同じ。）

（変更後の土地の形状、修景、緑化等）

- (1) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。
- (2) 擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。
- (3) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
- (4) 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、北アルプスへの眺望を阻害しないように努めること。

## 3 土石の採取及び鉱物の掘採

(採取等の方法、採取等後の緑化等)

- (1) 周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。
- (2) 採取等後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。

#### 4 屋外における物件の集積又は貯蔵

(集積、貯蔵の方法及び遮へい等)

- (1) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。
- (2) 道路等から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するように努めること。